

## 会議録

名称	令和元年度第5回 情報公開・個人情報保護審議会
日時	令和2年2月3日（月）午後2時から午後5時まで
会場	目黒区総合庁舎本館1階E会議室
出席者	<p>（委員）浅田、植野、岡田、前田、宮内、河野、いいじま、金井、岩崎、かいでん、山田、深山、荘島、上田、平尾</p> <p>（区側）企画経営部長、広報課長、情報課長、税務課長、戸籍住民課長、地域振興課長、文化・交流課長、生活福祉課長、子育て支援課長、住宅課長</p>
傍聴者	なし
配付資料	<p>&lt;事前配付資料&gt; 諮問事項の資料</p> <p>&lt;席上配付資料&gt; 前回答申文          諮問文          座席表、審議会委員名簿（第16期）</p>
会議次第	<p>1 会長あいさつ</p> <p>2 諮問事項</p> <p>（1）特定個人情報保護評価の再実施に伴う第三者点検について</p> <p>（2）国勢調査コールセンター運營業務の外部委託に伴う個人情報の取扱いについて</p> <p>（3）タブレット端末による通訳サービス業務委託に伴う個人情報の取扱いについて</p> <p>（4）被保護者健康管理支援事業の創設による特定保健指導業務委託に伴う個人情報の取扱いについて</p> <p>（5）ぴったりサービスを利用した児童手当等の電子申請に係る電子計算組織の外部結合について</p> <p>（6）マンション管理状況届出システムの導入に伴う電子計算組織の外部結合について</p> <p>3 その他</p>

発言の記録	別紙のとおり
-------	--------

## <令和元年度第5回審議会発言記録>

### 1 会長あいさつ

会長	<p>それでは、定刻になりましたので、開会いたしたいと存じます。</p> <p>本日は、お忙しい中ご出席いただき、ありがとうございます。</p> <p>一言、お願いを申し上げます。本日、この会議室は、次の別な会議の予定があるということでございますので、17時には終わられるよう、ご協力のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>限られた時間ではございますが、なるべく多くのご意見をいただきたいと思っておりますので、各委員の発言は、個人情報の保護に関するご質問を明瞭かつ簡潔にお願いできればと思います。当然のことですが、区側の説明にも言えることでございますので、くれぐれもよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議事に入る前に、事務局から委員の出席状況について、ご報告をお願いいたします。</p>
区側	<p>本日の出席状況、欠席のご連絡を5名の方からいただいております。まだご到着でない方もいらっしゃるのですが、現在のところ、21名中15名のご出席ということで、定足数は満たしております。</p> <p>傍聴はありません。</p>
会長	<p>では、次に、事務局から配付資料の確認をお願いいたします。</p>
区側	<p>事前にお送りいたしました資料ですが、資料番号1から6までとなっております。</p> <p>それから、席上に配付いたしましたのが、資料7として前回の答申文、資料8として本日の諮問文、最後に座席表と名簿をお配りしております。</p> <p>不足等ありましたら、挙手でお知らせいただけますか。</p> <p>以上です。</p>

### 2 諮問事項

#### (1) 特定個人情報保護評価の再実施に伴う第三者点検について

会長	<p>では、早速、次第に沿って議事を進めてまいります。</p> <p>次第の2、諮問事項1、特定個人情報保護評価の再実施に伴う第三者点検について、区から説明をお願いいたします。</p>
区側	<p>(資料により説明) (約11分)</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>第三者点検となります。本第三者点検につきまして、ご説明、ご質問等ございましたら、お願いいたします。</p> <p>どうぞ。</p>
委員	<p>1つ説明の中でわからなかった点、教えていただきたいんですけども、資料1-1、2の第2段落のところで『重要な変更』を加える場合(再実施)も同様とされている」という説明があるんですけども、先ほどの資料1-5の説明のときには、重要な変更があるので</p>

	<p>再評価を実施しますとなっているので、再評価を実施することはわかるんですが、同様とされているという「同様」とはどういう意味なんですか。</p>
区側	<p>同様と申しますのは、しきい値判断の結果、全項目評価を行うことということで、先ほど資料1-4にお示した図にのっってということで、評価の見直し、内容の見直しは、毎年、作成した評価書の内容に変更がないかを点検するものなんですけれども、「同様に」というのは、評価の再実施から行うということでしきい値判断から行くと、そういう意味で書かせていただきました。</p>
委員	<p>そうすると、次のように考えていいわけですか。要は、しきい値判断をするということだけであって、資料1-4の手の表がありますけれども、しきい値判断をした結果、重要な変更はあるけれども、再評価を実施したと。けれども、しきい値判断をした結果、今回、全項目評価の対象となったものは、いただいた素案の2つ、民基本台帳に関する事務と、それから個人住民税に関する事務以外は全項目評価の対象にはならなかったもので、今回の点検の対象外であると。つまり、重要な変更はあったけれども、再評価はしたけれども、閾値判断で、フローチャートでいきますと、該当するものはこの2つだけでしたと、そういうことで理解していいわけですね。</p>
区側	<p>はい、おっしゃるとおりでございます。</p>
委員	<p>わかりました。</p>
会長	<p>ほかの方は、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。どうぞ。</p>
委員	<p>毎年、出てくる点検なんですけれども、点検と言いつつも、法令上は意見を聞けと言うだけなので、点検というほどすごいことができるわけではないと、毎回、言っているんですけれども、今回も結局、こういうふうに直しましたというところは、それぞれの評価書の中で一覧表があるのでわかるんですけれども、それが妥当かどうかとか、正しく直されているかどうかというのは、申しわけありません、1週間で確認することもちよっと無理ですし、データベースもいただいていないので、これが極めてまともで、大丈夫ですよというところまで、ちょっと意見が言えないんです。ですから、区のほうがりっかりとこれをやっていたという前提の中で、外形的に見させていただいた範囲では大丈夫ではないかという程度の意見しか言えないということ、ちょっと言わせていただければと思います。</p>
区側	<p>ありがとうございます。非常にありがたいお言葉だと思います。今回、こちらの資料、説明なしでお送りして、皆さん戸惑われたかなということで、それでちょっと丁寧に説明させていただいたのですが、基本的には先ほどご説明したとおり、行政が自己評価をして公表するという、それが基本のスタイルですので、私どもでしっかり点検して修正、及び評価、再実施しつつ、内容も修正して、第三者点検を受けるものも受けないものも、全て結果を公表するので、常時、公表しているものを見て、やはり変だとおっしゃられることが仮にありましたら、次の見直しのときに修正したりとか、そういうふうな手順を行っておりますので、まず、公表を前提として、事前に自己評価するというをお知りおきいただきたく、委員の皆様のご指摘を受けないように事前にしっかり点検したり、あと、公表中も、私どもも事</p>

会長	<p>務手続で不適切な表現はないとか、そういったことを繰り返し確認しているところがございます。ですので、評価を実施、再実施する、見直しをするということは、今後もしっかり取り組んでまいりたいと思います。</p> <p>ありがとうございます。  それでは、採決に移ります。賛成の方は挙手をお願いいたします。  (賛成者挙手)</p>
区側	15人、全員賛成です。
会長	<p>それでは、この点検についての諮問は是とさせていただきます。何かまたお気づきの点等ございましたら、区のほうに随時、お声がけいただければと存じます。ありがとうございました。</p>

(2) 国勢調査コールセンター運營業務の外部委託に伴う個人情報の取扱いについて

会長	次に、諮問事項2、国勢調査コールセンター運營業務の外部委託に伴う個人情報の取扱いについて、区から説明をお願いいたします。
区側	(資料により説明) (約13分)
会長	<p>ありがとうございました。  ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見がございましたら、お願いいたします。</p>
委員	<p>幾つか確認させてください。資料2-2、その他のところで、今後の国勢調査においても、同様にコールセンターを区役所以外に設置していくことをしていきたいということですね。</p>
区側	はい。
委員	<p>国勢調査、10年ごとの大規模と、その間の5年の簡易なものがあるんですけども、それは同じような形でやっていくということで考えてよろしいのでしょうか。</p>
区側	同じ形でやらせていただければと思います。
委員	<p>わかりました。  それと、資料2-12の業務終了報告書、記書きの2のところ、個人情報の破棄ということで、「本委託の履行に伴い発生した個人情報は、紙媒体か電子媒体かを問わず、すべて目黒区に提出し、当方には一切残っておりません」と、こういう形なんですけれども、るる、ご説明いただいた中では、目黒の了承を得て、それぞれの業者さんが責任を持って廃棄するという運用のようです。資料2-12の報告書は、それと矛盾するという感じがするんですけども、ここはどのような事務取り扱いをする予定なのでしょうか。</p>
区側	<p>履行に伴って発生した個人情報は、紙媒体か電子媒体かを問わず、目黒区に一旦、音声データか紙で提出していただいて、残っているデータは廃棄していただくという形で考えてい</p>

	<p>るんですが、ちょっと矛盾している。</p>
委員	<p>わかりました。趣旨はそういうことだとすると、このところは、例えば「第14条に基づき、廃棄または消去したものを除き」とか、何かはっきりとわかるような形で書いておけば誤解がないのではないかと思います。</p>
区側	<p>かしこまりました。</p>
委員	<p>先ほどの説明どおりということですね。</p>
区側	<p>はい。</p>
委員	<p>最後、1点、ちょっと確認させていただきたいのは、資料2-20の誓約書です。これが悪いというわけではないんですけれども、通常、仕様書とか、特記仕様書に基づいて契約を結べば、誓約をしなくても、そちらの契約で当然、義務が生ずるのではないかと思うんですが、これは念のためという誓約書なのでしょうか、それとも何か意義があるのでしょうか。</p>
区側	<p>昨今、いろいろな状況もございますので、念のため、従事者の方、一人一人から誓約書をいただいておりますので、書いていただきたいと思いますと考えてございます。</p>
委員	<p>わかりました。いいです。</p>
会長	<p>ほかの方は、いかがでしょうか。 どうぞ。</p>
委員	<p>念のため確認なんですけれども、今回、総合庁舎以外にコールセンターを設置することで、当然、どういう場所で個人情報を扱う作業をするのかということは、あらかじめ視認をするということでもよろしいですかということと、1カ月にわたる作業だということ、定期的に、1カ月の間でも数回、どういう個人情報の扱いをしているのか、現場の作業確認だとか、そういうことで職員が出向くとかいうことは予定をしているのでしょうか。</p>
区側	<p>まず、始まる前に、一応、確認はさせていただきたいと思います。それから、また、その最中、折を見て行かせていただければと思います。あと、終了後、また行かせていただく。そういう部分もありまして、近めのところで選定させていただくということで、今の想定ではそんな形で考えているところであります。</p>
委員	<p>はい、わかりました。いいです。</p>
会長	<p>ほかの方は、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。 それでは、採決に移ります。賛成の方は挙手をお願いいたします。 (賛成者挙手)</p>
区側	<p>15人、全員賛成です。</p>

会長	それでは、諮問については是とさせていただきます。
----	--------------------------

(3) タブレット端末による通訳サービス業務委託に伴う個人情報の取扱いについて

会長	<p>続きまして、諮問事項3、タブレット端末による通訳サービス業務委託に伴う個人情報の取扱いについて、区から説明をお願いいたします。</p>
区側	<p>(資料により説明) (約7分)</p>
会長	<p>ありがとうございました。 ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。</p>
委員	<p>昨日の国際交流フェスティバルでも、目黒区民、こんなにいろいろな方がいらっしゃるんだと思ったんですけども、資料3-2の設置課以外の所属への貸し出しについてです。これから置くところは3課だけということですけども、ほかのところでもやはり必要になると思うんですが、その場合、原則として設置課が行い、必要に応じて協議を行うということですけども、そこを詳しく、どういう形で貸し出しをするかということと、(7)その他のところに、職員向けタブレット操作マニュアルの作成とあります。これは、全課の人たちが持って、もし対応が来た場合に、この3課から貸し出しをしてもらって、このマニュアルを持っていて、わかるようにしておくということなのか、そこだけ伺いいたします。</p>
区側	<p>お答えいたします。 まず、1点目の他課への貸し出しでございますけれども、今現在、それぞれ3課に、問い合わせ件数が多い、窓口に来られるお客様が多いという状況ではございますけれども、恒常的に、常にそれが必要となるような状況まではございませんので、使っていないタイミングというか、ほかの課の窓口にお客様がお見えになったタイミングで、その3課のうち、今、使っていない、あいているものを借りに行くことができますようにします。端末機そのものには個人情報は一切保存されませんので、もちろん適切に管理はするものですが、それを持ち出すことができます。そして、例えば保育の窓口で使います、使い終わったら貸し出し課に戻すというような流れでございます。 2つ目のご質問のマニュアルに関しては、今、申し上げたような使い方を想定してございますので、各課の窓口で皆さんが使えるようにしておく必要がありますので、そのマニュアルは各課に配付いたしますし、説明等も丁寧にさせていただきたいと思っております。使い方の基本的な操作に関しては、さほど難しいものではありませんので、スマートフォンが使える人なら誰でも使えるというようなレベルのものでございます。あとは、むしろ外国の方とのコミュニケーションであるとか、そういったところは職員のスキルとして高めていく必要があると思っておりますけれども、そういった形で進めていきたいと考えております。</p>
会長	<p>ほかの方は、いかがでしょうか。 どうぞ。</p>
委員	<p>ほかの市区町村でも、こちらのタブレット端末を使って通訳業務をしているという話は聞いたことがあるんですけども、1点、確認なんですけど、来庁者の方に向かって、個人情報の取り扱いについての説明をどのタイミングでされるかというのが気になっています。例え</p>

	<p>ば、日本語がわからない方がいらっしゃって、いきなりこれで通訳だよと言って始めても、どこまでの情報が、例えば記録が残ってしまうのではないかと不安の方もいらっしゃると思うんです。ですから、例えば音声については残るけれども、画像については残らないという説明をどのタイミングでされて、ただし音声の、こちらで個人情報とはとらないつもりでも、例えばタブレット端末を使い始めてから、自分の名前とか、住所とかを話さなくてはいけないことも想定されると思うんですけれども、それが残ることの了承をどのタイミングで来庁者の方からいただくつもりなのか、お聞かせいただければと思います。</p>
区側	<p>ありがとうございます。お答えいたします。</p> <p>画面がございまして、どの言語でコミュニケーションをとりますかという選択画面がございまして。それを来庁者の方にお見せしますと、例えばスペイン語というところを外国籍の方が押されますと、そこで音声の録音承諾の内容がスペイン語で表示されます。こういう使い方をして、これが音声として録音されますということで、よろしければオーケーを押してくださいという形で、会話に入る前の段階でそれをさせていただいて、そして入るということを考えてございます。</p>
委員	<p>そうしたら、もう1点なんですけれども、一番最初にコミュニケーションが日本語でとりづらいと思ったときに、タブレット端末を出すときに、できれば所管の方が、通訳のタブレット端末を使うけれども、いいですかという一言は、何かわかりやすい言語で言っていたほうが対応はスムーズなのではないかと思えます。</p>
区側	<p>お答えいたします。ありがとうございます。</p> <p>先ほどのご説明の中の各所管のマニュアルなどに、最初の導入のところにこういう説明をということでマニュアルに記載するようにいたしたいと思えますし、加えて、多言語で書かれたメッセージボードみたいなものをご用意することを検討したいと思えます。</p>
委員	<p>ありがとうございました。</p>
会長	<p>ほかの方は、いかがでございましょうか。</p> <p>どうぞ。</p>
委員	<p>2点、確認させていただきたいと思えますけれども、まず1点目は、資料3-13のところで、よく使用する用語ということで、住民登録・各種手続きでマイナンバーとあるんですけれども、マイナンバーを聞くことはあるんですか。今、想定の中であり得るんでしょうか。</p>
区側	<p>お答えいたします。</p> <p>マイナンバーという制度を説明するときに、その国ごとに、その国のマイナンバーに当たる言語というのがいろいろ異なるようなんです。ですから、同じ英語圏であっても、イギリスの方に説明する、マイナンバーという言葉の訳語ですね。外来語の訳語なんですけれども、外来語の訳語が、イギリスの方に説明するときにはこの言葉とか、アメリカの方に説明するときにはこの言葉を使わないと誤解が生じてしまうというようなものがありますので、そういったところをあらかじめ通訳者がきちんと適切な言葉で訳せるように、その言葉をどうやって訳すかというところをきちんと精通するように教育しておいてくださいと、そういう趣旨でございます。</p>



委員	そういうことですね。仕様書の中にも、マイナンバーは聞かないこととか何もないので、ちょっと気になったんですけれども、それは出てこないということによろしいですね。
区側	はい、結構でございます。
委員	もう1点、先ほどのご説明でいきますと、タブレットを使って、文章が出て、その文章を訳すとおっしゃったんですけれども、ということは、外国人の方がしゃべったことを電話のように通訳の方に言って訳すようなことは、使い方としてはないということによろしいのでしょうか。
区側	ご説明が悪くて申しわけありません。誤解をさせてしまいました。文章で説明するところは最初の録音承諾のところだけでございまして、録音承諾が終わった後は、タブレット端末の中に、実際にはコールセンターにいる言葉をしゃべる方と、私と、お客様との間での音声通訳ですので、そこはテキスト通訳ではありません。
委員	となりますと、いろいろな通訳と一緒に経験したことあるんですけれども、通訳さんが通訳する場合、やはりメモをとりながら通訳することが普通だと思うんです。そうしますと、そのメモの中に個人情報が入ることがあるのではないかという気がするんですが、今、説明していただいたところの中では、そういうメモの作成ということが全く考えられていないような気がするんです。ですから、これから契約を結ばれるということですので、例えばメモを作成した場合は、そのメモはどういう対応をして、個人情報をしっかり管理するということを入れたほうがいいのかと思いますが、どこかに書いてあるんでしょうか。
区側	特記仕様書が資料3-7にございまして、その中の資料3-8の第7条の(5)、委員ご指摘のようにちょっとわかりにくい表現であります、「不要な過去ファイル(手書きのメモ等含む)は残さないこと」という記載にはなっておりますが、今のご指摘を踏まえて、そこをもう少しわかりやすい表現にかえたいと思います。
委員	では、よろしくお願いいたします。
区側	ありがとうございます。
会長	ほかの方は、いかがでしょう。よろしいでしょうか。 では、よろしいでしょうか。 それでは、採決に移ります。賛成の方は挙手をお願いいたします。 (賛成者挙手)
区側	15人、全員賛成です。
会長	それでは、諮問については是とさせていただきます。

(4) 被保護者健康管理支援事業の創設による特定保健指導業務委託に伴う個人情報の取扱いについて

会長	諮問事項4、被保護者健康管理支援事業の創設による特定保健指導業務委託に伴う個人情報の取扱いについて、区から説明をお願いいたします。
区側	(資料により説明) (約6分)
会長	ありがとうございました。 ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等がございましたら、お願いいたします。 どうぞ。
委員	今のご説明で、データの受け渡しをUSBメモリーとおっしゃっていましたが、それは何か特定の媒体、特定というか、決められたUSBメモリーを使うことになりますか。
区側	お答えいたします。 暗号化対応で、特定の、1種類のメモリーをパソコン側で管理できるようにしたいと思っています。
委員	1つを使うわけですね。
区側	はい。
会長	では、どうぞ。
委員	ちょっと確認なんですけれども、資料4-6がわかりやすいですかね。ご説明いただいた内容でいきますと、委託事業者は、Bパソコンを使って自分の事務所で案内文の発送を行って、委託事業者の方はCパソコンを使えるということで、生活福祉課の、先ほどの執務室に来て、そこでここに書かれている仕事をするという形で、Bパソコン以外の仕事はこちらの役所に来てやるんだと、こういう委託でいいわけですね。
区側	はい、そうです。
委員	そうしますと、すみません、資料4-10なんですけれども、Cパソコンの一番下のところで、セキュリティ対策ということなんですけど、例えば・の2つ目で「ID・パスワードによる端末使用者管理(指定職員のみ)」、その次は「ログインできる操作者の制限」ということですが、委託事業者の方もこれは使うことになるのではないかと。何か職員だけみたいに見えるんですけれども、委託事業者の方もCパソコンは使うということによろしいのでしょうか。
区側	Cパソコンにつきましては、基本的には委託事業者のみが使います。Aパソコンは職員の使うパソコンでございまして、Bパソコンは委託事業者が事業所内で行うものです。Cパソコンは、生活福祉課内で、専門職が業者から来まして、その専門職が使うパソコンになります。

委員	そうすると、委託事業者の方は使わないということでもいいんですか。
区側	Cパソコンは、委託事業者が使うものです。
区側	専門職と申し上げているのは、受託業者の看護師等ということです。区の看護師等ではありません。
委員	ちょっと言葉尻で申しわけなかったんですけども、ここに書かれているのは「指定職員」となっているので、職員というと区の職員のことを指すのかなと思っていました。
区側	申しわけありません。「指定職員」を「事業者の看護師等」に修正させていただきます。
委員	操作者の制限は読めるかなと思ったんですけども、ということは、これを使うのは逆に委託事業者の方しか使わないということですか。
区側	はい。
委員	そういうことをちょっと確認したかったので、わかりました。
会長	ほかの方は、いかがでしょうか。
委員	もう一つ、すみません。資料4-10の先ほどの表なんですが、Bパソコンのところ、業務欄の・の3つ目で実施結果通知の発送をBパソコンで行うというんですが、先ほどの資料4-6ではBパソコンの事業は案内文の発送しかないんです。そうすると、ここでどういう扱いになるのか、そこをご説明いただけますか。
区側	最初に、発送、問い合わせ等にBパソコンで対応します。その後、業者の専門職の方が区の方に来まして、具体的に実施の案内、電話案内から保健指導を実施しまして、また、通院同行等ございまして、そんな中でデータをつくっていくんですが、その結果については、基本的には業者が行いますので、例えば業者がCパソコンから結果通知をつくる場合もありますし、業者が委託事業者の事業所のほうに戻りまして、Bパソコンで個人の住所等を確認して発送する、そういったことも考えられると思います。
委員	パソコンの使い方を非常に厳密にご説明されたわりには、今のご説明はBとC両方とも使うみたいな感じなんですけど、それを使うなどとは言わないですけども、使うんだったら使うようにしっかりと仕様なり、区が把握している仕事の中で位置づけをしっかりとされて、個人情報の管理を適切にしていきたいと思います。
区側	はい、わかりました。
会長	多分、今のご説明は、資料4-6のところでは、⑤実施結果通知がCパソコンからの発送ということになっているんですけども、それが別紙4のところでは、Bパソコンも実施結果通知の発送となっているので、この記述の矛盾のように伺えるから、委員からご指摘があったのではないかと思います。この点は、今のご説明を踏まえて、もう一度、個人情報を

	<p>取り扱う業務がどういうフローで、先ほどだとCパソコンでつくったものを持ち帰ってBパソコンで使うことがあるということで、何か説明と違うようにも伺えるので、BパソコンとCパソコンでやる業務をもう一度、適切にご説明をいただいたほうがよろしいのではないかと思います。</p>
区側	<p>Bパソコンにつきましては、基本的に事業者のほうで扱うデータですので、最初にデータを複写し、そのデータをもとに啓発、発送、問い合わせに対応してもらいます。そのデータをもとに、専門職が区のほうに来まして、その場で案内に同意した方に保健指導等を行います。その実施した結果を専門職が作成しますが、やはりCパソコンで管理していますから、そこから出すのが適当だと思いますので、そこにつきましては資料を直させていただきます。申しわけありません。</p>
会長	<p>ちょっと皆さん、どこを直すのかがわかっていらっしゃらないようです。</p>
区側	<p>資料4-6をごらんいただくと、中段の下のほう、⑤実施結果通知でございますが、記載のとおりCパソコンのみから実施結果通知を出すこととし、資料4-10の部分について、Bパソコンの業務「実施結果通知の発送」につきましては削除させていただきます。</p>
会長	<p>では、もう一度確認したいんですが、別紙2、資料4-6に書いてあるフローを正しいものとして、それにあわせて、別紙4のBパソコンの業務、3点目「実施結果通知の発送」を削除すると。</p>
区側	<p>はい。</p>
会長	<p>そうすると、Cパソコンを使っている看護師等による情報の持ち出し等はないということですね。</p>
区側	<p>はい。</p>
区側	<p>最初のご案内はBパソコンで送ります。その後の直接のやりとりは、Cパソコンで看護師が行う。その結果、相手方一人一人の情報、結果をつくって、まとめて、それを相手方にお送りするわけですが、この送り方について、Cパソコンで結果が出ていて、その結果をデータ化して、仮にBパソコンで送るにしても、Bパソコンが持っている名前と突合する必要が生じます。こうしたことから、現段階では両方の可能性が考えられますが、前田委員からご指摘あったように、いずれにしても、きちんとその情報管理を的確にするように仕様書等を明確にさせていただきたいと思います。今日、ここでCです、Bですと言い切ってしまうと違ってしまふ可能性がありますので、そこはいずれかで中身をきちんとするという前提のもとでご了解いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
会長	<p>先ほどの説明を聞いていると、Cのパソコンを使用している看護師等の方が事業所に戻ったときに、そのデータを使うという説明の仕方だと、要するに本来、データは区を通して、特定のUSBを用いて、暗号化されたものによる交換であるという説明をしているにもかかわらず、Cパソコンで使用しているデータを独自に持ち出して、Bパソコンで使えるという説明になってしまうんですね。</p>

区側	はい。
会長	その矛盾をきちんと解消する手順さえ説明していただければ、おそらく皆さん納得されるのではないかと思います。
区側	失礼しました。先ほど私が申し上げましたように、資料4-10の真ん中のBパソコンの3段目「実施結果通知の発送」の部分は削除させていただきまして、Cパソコンの右側の部分「実施報告書の作成、提出」の間に「実施結果通知の発送」とありますから、これを生かして、切り分けてやっていきたいと思います。
会長	完全に削除すると、Bパソコンからは発送を一切しない、区側のほうから提供されない限り、Bパソコンではその手の作業はしないという説明になりますが。
区側	はい。Bパソコンでは最初の案内・啓発・問い合わせへの対応等ですね。
会長	案内だけに、もう限定してしまうということでもよろしいんですね。先ほどの説明とは変わってしまうんですが。
区側	案内等の発送に係る量としては、Bパソコンに複写するデータというのは230人ほどのデータです。Cパソコンで実施結果のデータというのは48人ぐらいのデータですから、実施結果通知の発送については、人数的にも少ないですから、対応可能だと思います。
委員	もう一つ質問、いいですか。
区側	はい。
委員	AパソコンからUSBの流れなんですけれども、生活福祉課の執務室内でAパソコンから入れた記録媒体を事業者を持って行って、その後、そのUSBは、またCパソコンに戻ってくるといいんですか。それとも、Bパソコンで完結するんですか。
区側	Bパソコンで複写をしまして、すぐに返してもらいます。ただし、Cパソコンについては同じ執務室内にありますので、Aパソコンから必要なデータをCパソコンに移すつもりであります。
委員	でも、Aパソコンから事業者に行ったUSBは、最終的には区には戻ってこないんですか。
区側	戻ってきます。
委員	戻ってくる。
区側	常に戻します。
委員	そのスキームが見えないというのが一つ。 それから、Cパソコンの下に「セキュリティワイヤーによる固定又は施錠可能なキャビネ

	<p>ットへの収納」と書いてあるんですけども、そうすると、これは何を収納するのかとちょっと思ったんですが。BパソコンからCパソコンに戻ってきたUSBを収納するのか。</p>
区側	<p>Cパソコンの収納といいますのは、Aパソコンと同じように、パソコン自体にセキュリテイワイヤーとか、そういったものを。</p>
委員	<p>パソコン自体をキャビネットに。</p>
区側	<p>そうです。 メモリーにつきましては、AパソコンからBパソコンにメモリーを渡しまして、データを複写します。その後は、速やかに返還してもらおうということです。なおかつ、AパソコンからCパソコンには、同じ執務室内なので、区のHDDを通して必要なデータは移すつもりでおります。</p>
委員	<p>なるほど、そういうことか。じゃあ、USBはAからBに行って、AはそのコピーがCにあるから、USBはただ返却してもらえば完結するということですね。</p>
区側	<p>はい。</p>
委員	<p>わかりました。</p>
委員	<p>質問してよろしいでしょうか。</p>
会長	<p>どうぞ。</p>
委員	<p>1つちょっとお話しさせていただくと、Aパソコンに入っている個人情報のデータベースをBパソコンという外部の事業者に渡す。ただし、そこで行われる業務は、委託事業者のほうでは案内文しか送らないということで、外部事業者がする業務はここでおしまいということによろしいんですね。それで、Cパソコンを使ってしなければいけない業務は、Aパソコンのデータを共有できるので、ここからはもう外部は関係ないという理解でよろしいんでしょうか。</p>
区側	<p>Cパソコンを使うのは委託事業者の専門職です。</p>
委員	<p>そうすると、資料4-6だと、AパソコンからBパソコンに渡した個人情報の中の情報を、BパソコンからCパソコンに取り出して使うというのは。</p>
区側	<p>あくまでも、Bパソコンに渡すUSBメモリーはすぐに区に戻してもらいますので、BパソコンからCパソコンへのデータの受け渡しはありません。Cパソコンは同じ区の執務室内にありますから、区のほうでAパソコンからCパソコンに必要なデータをUSBメモリーで移すことになります。</p>
委員	<p>じゃあ、Cパソコンは外部事業者が使う。</p>

区側	はい。事業者が使います。
委員	だけど、使う場所は……。
区側	生活福祉課の執務室です。
委員	執務室の中でやるけれども、外部事業者の人がそれを使って仕事をするということだから、データが結合しているとかいうことではなくて、データを使用するのが外部の人だという理解でよろしいでしょうか。
区側	はい。
委員	AパソコンからBパソコンにはデータを渡す、でも、すぐ返してもらおう。Cパソコンで使うものはAパソコンのデータの内容と一緒にのものだけでも、Cパソコンのデータを取り扱うのは外部の人で、場所は庁舎の中にあるという理解でよろしいでしょうか。
区側	Aパソコンの全てのデータではないですけども、抽出したデータをCパソコンに移すということです。
委員	というか、Aパソコンのデータを外部の業者が取り扱うことができるということですよ。
区側	Aパソコンの切り出したデータをCパソコンで使うことができるということです。
委員	そうですね。
区側	はい。
委員	すみません。そうだとすると、AパソコンからCパソコンに移すときはどうやって移すんですか。
区側	USBメモリーでやります。
委員	そのUSBメモリーは、Bに行くUSBメモリーではなくて、別のUSBメモリーが存在するということですよ。
区側	基本的には、Bパソコンに移すものと同じものを考えております。
委員	そうすると、USBメモリーはあくまで1つしかなくて、それをCパソコンにコピーするというか、要するに業者から帰ってきた1個のUSBメモリーでCパソコンにデータを入れるということですか。
区側	そうですね。はい。
委員	USBメモリーは1個しかないということですよ。

区側	そうです。認識できるものは1個しかありません。
委員	その前のご説明で、Aパソコンを業者が使うというご説明があったんですけども、資料4-3の4の(2)は区から事業者へのデータの提供ということで、あくまでもAパソコンは目黒区しか使えないような記載になっているんですよね。
区側	Aパソコンは使えません。Aパソコンから抜き出したデータをCパソコンに入れますので、それを使ってもらいます。
委員	あくまでも、ここに書いてあることが正しいんですね。
区側	はい。
委員	Aパソコンは、全く使わないということでいいですね。
区側	使わないです。
委員	はい、わかりました。
区側	ちょっとよろしいでしょうか。今回、資料4-10の図にちょっと不完全なところがありますので、修正した部分、次回、おつけするということで、資料4-6につきましても情報のやりとり、AパソコンとCパソコン間の情報のやりとりという記載がちょっと漏れていまして、すみません、事務局でも事前にチェックしていたんですが、そこまで拾い切れなかったもので、内容としては、今、ご説明したとおりなのですが、説明のように資料を修正して、次回、2週間後のときにお示しするということがよろしいでしょうか。
会長	繰り返しになりますけれども、業者間でデータをやりとりさせないということですよ。
区側	はい。
会長	あくまで区役所の方を中心に、特定の暗号化できるUSBメモリー1つを使用して、そのみのデータを使って業務を行うということでよろしいですよ。
区側	はい。
会長	ご意見、ご質問は、ほかにございますでしょうか。 よろしければ、採決に移ります。賛成の方、挙手をお願いいたします。 (賛成者挙手)
区側	15人、全員賛成です。
会長	それでは、諮問については是とさせていただきます。



(5) ぴったりサービスを利用した児童手当等の電子申請に係る電子計算組織の外部結合について

会長	続きまして、諮問事項5、ぴったりサービスを利用した児童手当等の電子申請に係る電子計算組織の外部結合について、区から説明をお願いいたします。
区側	(資料により説明) (約13分)
会長	ありがとうございます。 ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。 どうぞ。
委員	制度的なことで教えていただきたいんですけども、今回の事務は個人情報を扱うんですけども、マイナンバーの個人番号も扱う事務になるわけですよね。そうしますと、諮問の理由のところ、個人情報保護条例の第17条ただし書きに基づいて諮問するということですが、特定個人情報については第17条の適用除外ということになっていますので、我々が諮問で判断すべきところは、特定個人情報を外して、それ以外の一般的な個人情報の取り扱いの妥当性について、接続は適切であるというところを判断すればいいということになるのでしょうか。
区側	では、広報課のほうからお答えします。個人情報保護条例というものが目黒区にございますが、その特例条例として、別途、特定個人情報の保護に関する条例というものがございます。マイナンバーと申しますのは、電子的に情報をやりとりすることを前提としておりますので、通常の個人情報保護条例とは別、マイナンバーを取り扱う場合は電子通信を前提としているという条例がございます。ですので、このたび、ぴったりサービスについて個人番号も含めたやりとりは、個人情報保護条例ではなくて、特定個人情報の保護に関する条例のほうで認められているものということで、諮問事項には当たらないと判断しております。
区側	確かに特定個人情報の保護に関する条例では情報のやりとりは除外していますが、電子申請はまた別の扱いになりますので、これは個人情報保護条例第17条の電子計算組織の結合に該当することになります。
区側	すみません、電子申請については別途の取り扱いということで、個人情報保護条例に基づいて、今回、諮問しているものでございます。
委員	ちょっと頭を整理しますと、ですから、多分、今、おっしゃっていたのは、目黒区個人番号の利用に関する条例のことをおっしゃっていると思うんですけども、そちらの別表の中で、児童育成手当条例、それから子どもの医療費の助成に関する条例、これが該当していますので、マイナンバーの個人番号については、そこのところでしっかりと議会に議決をいただいて了承をとっていると、こういう位置づけになっているので、今回の諮問の対象からは外れると。今回の諮問の対象は、そこを除いた一般的な個人情報についての取り扱いを、こういうふうに接続することは妥当であるかどうかを、我々、審議会のほうで審議してほしいと、こういうことでよろしいですね。
区側	はい、そうです。

区側	電子申請に係ることの諮問ということで、よろしくお願いします。
委員	わかりました。いいです。
会長	ほかの方は、いかがでしょうか。 どうぞ。
委員	資料5-2について1つお伺いしたいんですが、真ん中辺に(2)ぴったりサービスのシステム概要という・がずっとありまして、その一番下です。「受信専用端末から受信した情報は、帳票へ印刷し、一定期間を経過した後に順次削除する」と、こういうふうになっています。つまり、ぴったりサービスの先ほどの流れだと、LGWANから端末に来て、プリンターで印刷して、それを手入力で誰かが端末に入れるんですね。それを印刷すると言っているんですか。この帳票というのは、具体的に何をするか、そして、それを一定期間経過した後に削除するというのは、処分するとか、廃棄するのではなくて削除するとは、どういう形で処理するのかというのをお伺いしたいと思います。
区側	<p>それでは、改めまして資料5-5の図の流れのところをご覧くださいと思います。ここでぴったりサービスを利用して電子申請をされた区民の方の情報というのが、区の受信端末に送られてくるわけです。そこで、専用のプリンターで申請書を印刷します。この印刷された後は、例えば今でも手書きだとか、そういうもので区民の方が、郵送でも受け付けますので、省令の様式で決まっている申請書がございますので、それに書いたものと同じ扱いになるわけです。その申請書をもとに、基幹系システムの児童手当のシステムに必要な情報を入力します。</p> <p>そうしますと、まず申請書自体は保存期間がございますので、一定の保存期間が終わった後、廃棄ということになります。これは、区の文書管理の規定がございますので、それに基づいてやります。一方、受信端末のほうには情報が入っています。これは、マイナポータルに直接アクセスして見るのではなくて、いわゆるダウンロードしているような形になりますので、ここの情報については削除する。極端なことを言えば、印刷した後、削除してもいいんですけども、もし、その紙がプリンターで、いわゆるジャムってしまったりして見られないとなってしまったときにもう一度印刷とかありますから、入力が終わって確認できた段階で、順次、要らないから消すと、そういう手順で進めたいと思っています。</p>
委員	はい、わかりました。紙は紙で廃棄し、情報、残っているものは、パソコン上のものは削除するということですね。
区側	はい。
委員	はい、わかりました。結構です。
会長	ほかの方は、いかがでしょうか。
委員	このたびの児童手当の電子申請に関してマイナポータルにログインするときは、ICチップの読み取りは必要な手続になるのでしょうか。

区側	<p>マイナポータル自体は、まずマイナンバーカードの交付を受けて、パソコンの場合にはカードリーダーをやって、自分でやりますから、当然、マイナンバーカードにＩＣチップは入っていますので、それはもうご自分でやる。あと、マイナンバーカードを読み取れる、対応しているスマートフォンがあります。まだ全機種というわけではないんですけども、その対応のスマートフォンでもご自分で必要な情報を拾って、カードリーダーと同じような機能を使って自分のマイナポータルにアクセスし、その中のぴったりサービスを選んで入力するという手続になりますので、そういう意味で申請者がある意味、自己責任でやるということです。</p>
委員	<p>ＩＣチップを使わないでログインすることもできたのではないかと思うんですけども、今回の電子申請に関しては、ＩＣチップを使ってのログインでないと申請を受け付けられないという理解でよろしいでしょうか。</p>
区側	<p>マイナポータルへのアクセスですよ。</p>
委員	<p>はい。</p>
区側	<p>マイナポータル自体は、サービスによって、一般的な子育ての情報とか、ただ入ってくるものと、電子申請で本人確認が必要なものと分かりますので、誰でも閲覧できるようなものについては、確かにカードの要否、要らないものがありますけれども、電子申請には必ず本人確認が必要ですので、ＩＣチップの読み取りが必要という扱いになります。</p>
委員	<p>そうすると、例えばまだＩＣチップのログインに対応していないスマホしか持っていない方とか、ＩＣカードリーダーをつけていないので、自宅のパソコンから手続ができない人は、市区町村の窓口に来てマイナポータルにアクセスするという形になると思うんですけども、目黒区役所の中にはマイナポータルを使える端末は何台くらいあって、どういう場所にあるのでしょうか。</p>
区側	<p>マイナポータルが使える端末は、現在、区政情報コーナー、１階のところの１台と、広報課のほうに１台ございまして、あと、予備機として政策企画課、４階にも置いてありますので、区役所に来てマイナポータル機を使いたいということでしたら、そちらにも対応できるようになっております。</p>
委員	<p>自分の個人情報を入れているときに、何か密室的な、少し隠れたところだったらできるかもしれないんですけども、今のイメージですと、比較的オープンなスペースで、後ろを人が通ったりするようなところで個人情報を打ち込むという形になるのでしょうか。</p>
区側	<p>区政情報コーナーのほうは、図書や新聞を閲覧したりするスペースはあるのですが、一応、低いけれども、パーティションのようなものはご用意してございます。区政情報コーナーがいっぱいのときに、広報課のほうのマイナポータル機をご利用いただくような流れになっているんですけども、広報課のほうは、それこそ立ちカウンターしかないの、あいている打ち合わせスペースにご案内してということで、誰でものぞき込めるようなところでない場所で行うことになっております。</p>

委員	ありがとうございました。
会長	ほかの方は。 どうぞ。
委員	資料5-3のところで、5、個人情報の保護の4点目の・です。今度の諮問は、証明センターと、子育て支援課内に設置する受信専用端末との通信を電子結合するところの諮問だということで、LGWANの回線を使うというところはわかりましたが、「総合庁舎庁内LANを用いたSSL通信」というのはどういうことかということと、その下に特定個人情報取り扱いの話があって、その後「また、PCは二要素認証によるログインを行う」とあるんですが、この意味をちょっと教えてもらえますか。
区側	まず、庁内のLANですけれども、これは基幹系システムはもちろん、ほかの業務システムなども、サーバーとパソコンの間は庁内LANにおいて暗号化したSSL通信を行ってございます。それによって、データ保護といえますか、そういったことを行っているといったところでございます。 続きまして、特定個人情報取り扱い区域内というのは、一言で言いますと、子育て支援課の窓口の後ろのほうの部分、窓口といえますか、廊下よりも中と。窓口の事務スペースには当然端末もありますので窓口からは見えないようになってございます。 二要素認証というのは静脈認証とパスワードです。
委員	そうすると、先ほどのSSL通信というのは、目黒区の庁内のシステムにかかわることということでよろしいわけですか。
区側	はい。
会長	では、皆さん、よろしいでしょうか。 それでは、採択に移ります。賛成の方は挙手をお願いいたします。 (賛成者挙手)
区側	15人、全員賛成です。
会長	それでは、諮問については是とさせていただきます。ありがとうございました。

(6) マンション管理状況届出システムの導入に伴う電子計算組織の外部結合について

会長	それでは、諮問事項6、マンション管理状況届出システムの導入に伴う電子計算組織の外部結合について、区から説明をお願いいたします。
区側	(資料により説明) (約10分)
会長	ありがとうございます。 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。
委員	この届出システムは、東京都が作成して、目黒区は利用するだけということになるわけで

	しょうか。
区側	はい、そのとおりでございます。
委員	資料6-10の一番下ですけども、そうすると、データの廃棄というのは、東京都が責任を持って、一定期間後、廃棄をするということによろしいですね。
区側	はい。東京都のほうで、責任を持ってデータ廃棄、データ管理は行うということでございます。
委員	そうすると、東京都が廃棄したデータについては、例えば目黒区のほうに、今回、廃棄したのはこういうことだという廃棄した内容の通知が来て、目黒区とすると何がなくなったかというのは把握できるような仕組みにはなっていると。
区側	そういった取り扱いにつきましては、今後、東京都のほうと協議をしてみたいんですけども、原則、データの廃棄につきましては、連絡が来るような取り扱いを話し合っていく予定でございます。
委員	適切にやっていただくよう、お願いします。
区側	はい。
委員	もう一点、ちょっと教えていただきたいのは、資料6-8、個人情報取り扱いで、それぞれ連絡窓口等で「属性」と書いてありますよね。どんなものをイメージしているのか、ちょっと教えていただければと思います。
区側	申しわけございません、お手元の資料6-5のほうになると思うんですけども、表の中の一番下、連絡先のところでございます。属性といいますのは、管理組合の理事長であったり、区分所有者等、それからマンション管理業者、そのようなものを属性として分類していく予定でございます。
委員	そうすると、極めて限定的な肩書みたいなものをイメージしているということですね。
区側	はい、そのとおりでございます。
委員	はい、わかりました。結構です。
会長	ほかの方は、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。 それでは、採決に移ります。賛成の方は挙手をお願いいたします。 (賛成者挙手)
区側	15人、全員賛成です。
会長	それでは、諮問については是とさせていただきます。

#### 4 その他

会長	予定していた議題は全て終了いたしました。事務局のほうから何かございますでしょうか。
区側	本日は、ご審議ありがとうございました。 次回の審議会でございますが、既にお知らせ差し上げておりますとおり、2週間後の2月17日、案件また6件ございますので、時間としては午後2時から午後5時までを予定しているところでございます。場所は、本日と同じE会議室でございます。資料が決まりましたら、また皆様方にお送りさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。 事務局からは以上です。
会長	次回も、また議題が多くて長時間を予定しておりますので、ご予約のほど、どうぞよろしく願いいたします。
委員	よろしいですか、すみません。ちょっと事務局に教えていただきたいんですけども、いろいろと世の中で話題になりました、神奈川県で廃棄したはずのものが実は廃棄していなかったという事件がありまして、国がいろいろと動かして、東京都とか、都道府県のほうにいろいろと指示を出して、都道府県からまた区市町村のほうに指導するよという流れがあったと聞いているんですけども、目黒はどんな動きをされているのか、ちょっと教えていただければ。
区側	まず、委員のご指摘のとおり、国のほうから、重要な個人情報などを大量に打ち込むような情報機器の廃棄、リース終了であるとか、あるいは廃棄であるとか、そういったものについては磁氣的に破壊する、よく言われるのは電子レンジで焼いたような、もう機械が全部壊れます、あるいは、ほんとうに物理的に破壊するといったような、情報復元不可能な状態にしてから処理しなさいというような通知が来ているところでございます。 目黒区の状況で申しますと、過去に何件か、会社に廃棄を委託していたケースもございました。ただし、そのケースにつきましては、当時、既に消去証明書の提出を受けておりまして、かつ当該容疑者がかかわっているものではないという詳細まで確認しております。また、 <a href="#">その会社に処理を委託したリース会社</a> に関しましては、現在でもリース機器としてお借りしているものがあったり、あるいは、最近、リースを終了した案件が何件かございますので、こちらにつきましては私どものほうで調査いたしまして、そもそもどこで消去しているのかとか、そういったものの書面の確認を進めているところでございます。
委員	我々が審議するたびに大丈夫かという声も出ていたような気がするので、今、おっしゃったような形で、全て立ち会いというのは難しいと思いますけれども、厳密な形で個人情報管理されるように、引き続きよろしく願いします。
区側	はい。
会長	では、以上をもちまして、本日の会議を閉会とさせていただきます。散会いたします。長時間ありがとうございました。

以 上